

付7：統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令
に基づいて告示した産業分類

◎昭和26年4月30日統計委員会告示第6号（昭和26年5月1日施行）

統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基づいて、分類の名称および分類表を次のように定めた。

昭和26年4月30日

統計委員会委員長 大内 兵衛

- 一 分類の名称 日本標準産業分類
- 二 分類表 (省略)

◎改正昭和28年3月31日行政管理庁告示第8号（昭和28年4月1日施行）

◎改正昭和29年2月27日行政管理庁告示第4号（昭和29年3月1日施行）

◎改正昭和32年5月1日行政管理庁告示第19号（昭和33年1月1日以後に実施する統計調査から適用）

◎改正昭和38年1月12日行政管理庁告示第2号（昭和38年4月1日以後に実施する統計調査から適用）

◎改正昭和42年5月1日行政管理庁告示第38号（昭和43年1月1日以後に実施する統計調査から適用）

◎改正昭和47年3月31日行政管理庁告示第39号

統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基づき、昭和26年統計委員会告示第6号（統計調査に用いる産業分類の名称及び分類表を定める件）の一部を次のように改正し、昭和47年4月1日（以下「適用日」という。）以後に実施する統計調査（継続して実施している統計調査の適用日以後に実施する部分を含む。）の結果の表示に適用する。ただし、これによりがたい場合は、昭和47年12月31日までは、改正前の分類表によることができる。

昭和47年3月31日

行政管理庁長官 中村 寅太

二分類表を次のように改正する。

(省 略)